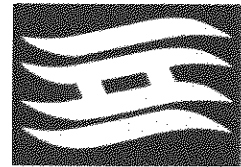


兵庫県公報

平成30年3月6日 火曜日 第2982号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	1
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	3
○ 河川立体区域の指定（河川整備課）	3
○ 港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定（港湾課）	3
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	4
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	5
○ 道路の指定（建築指導課）	5
公 告	
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（同）	7
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	11
教育委員会規則	
○ 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則 の一部を改正する規則	15
教育委員会告示	
○ 昭和39年兵庫県教育委員会告示第10号（兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則取扱規 程）の一部改正	16

公布された法令のあらまし

- 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第1号）
県立学校の学科の新設に伴い、関係規則について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第187号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年3月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成27年9月1日から同月30日まで
- (3) 作業地域
尼崎市東浜町地内

		番 5、739 番 2、739 番 8 同 市和泉町字宝ノ前 952 番 2、953 番 1、 953 番 3、953 番 3 地先水路の一部、962 番 5、 962 番 5 地先里道の一部、962 番 6、962 番 8	6. 24	80. 529
--	--	---	-------	---------

公 告

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第980号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年 3 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

小倉Ⅱ（136000060）の項中別図28を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成30年 3 月14日（水）から同月28日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び福崎町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4

(3) 提出期限

平成30年 3 月28日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年 5 月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

## 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第925号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年 3 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 改正しようとする区域の案

大河内Ⅰ（110060006）の項中別図6、平田(1)Ⅱ（110060009）の項中別図9、平田(2)Ⅱ（110060010）の項中別図10、平田(3)Ⅱ（110060011）の項中別図11、栗尾(1)Ⅱ（110060012）の項中別図12、大河内(8)Ⅱ（110060047）の項中別図47、大河内(10)Ⅱ（110060049）の項中別図49、小坂(9)Ⅱ（110060064）の項中別図64、新宮谷川Ⅰ（210060017）の項中別図81、竹ノ後川Ⅱ（210060041）の項中別図105を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

## 2 改正の案の閲覧期間

平成30年3月14日（水）から同月28日（水）まで

## 3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市但東振興局

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

## (3) 提出期限

平成30年3月28日（水）まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年5月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年3月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
山崎Ⅲ (136000001)	神崎郡福崎町山崎（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
山崎(2)Ⅰ (136000003)	神崎郡福崎町山崎（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
西谷(3)Ⅲ (136000023)	神崎郡福崎町西治（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
西谷(2)Ⅲ (136000024)	神崎郡福崎町西治（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
西谷(3)Ⅱ (136000025)	神崎郡福崎町西治（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
西谷(1)Ⅲ (136000026)	神崎郡福崎町西治（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
西谷(1)Ⅱ (136000030)	神崎郡福崎町西治（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
西治(1)Ⅰ (136000031)	神崎郡福崎町西治（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり

亀坪(1)Ⅱ (136000033)	神崎郡福崎町東田原(別図9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
東大貫(1)Ⅱ (136000036)	神崎郡福崎町大貫(別図10の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
東大貫(2)Ⅱ (136000037)	神崎郡福崎町大貫(別図11の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
東大貫Ⅰ (136000038)	神崎郡福崎町大貫(別図12の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
西大貫(1)Ⅱ (136000040)	神崎郡福崎町大貫(別図13の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
大貫(2)Ⅱ (136000041)	神崎郡福崎町大貫(別図14の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
大貫(1)Ⅱ (136000042)	神崎郡福崎町大貫(別図15の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
南大貫Ⅱ (136000043)	神崎郡福崎町大貫(別図16の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
南大貫Ⅰ (136000044)	神崎郡福崎町大貫(別図17の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
井ノ口(2)Ⅱ (136000046)	神崎郡福崎町西田原(別図18 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
北野(1)Ⅱ (136000047)	神崎郡福崎町西田原(別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
北野(2)Ⅱ (136000048)	神崎郡福崎町西田原(別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
加治谷Ⅱ (136000050)	神崎郡福崎町東田原(別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
亀坪(3)Ⅱ (136000051)	神崎郡福崎町東田原(別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
亀坪(4)Ⅱ (136000052)	神崎郡福崎町東田原(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
高橋(1)Ⅰ (136000056)	神崎郡福崎町高橋(別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
高橋(4)Ⅰ (136000058)	神崎郡福崎町高橋(別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
小倉Ⅱ (136000060)	神崎郡福崎町八千種(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
山崎Ⅰ (236000017)	神崎郡福崎町山崎(別図27の とおり)	土石流	別図27のとおり

(別図1から別図27までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年3月14日(水)から同月28日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び福崎町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4

(3) 提出期限

平成30年3月28日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年5月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年3月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
庄境Ⅰ (110040021)	豊岡市日高町庄境（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
観音寺(3)Ⅰ (110040025)	豊岡市日高町観音寺（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
観音寺(2)Ⅰ (110040026)	豊岡市日高町観音寺（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
観音寺(1)Ⅰ (110040027)	豊岡市日高町観音寺（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
観音寺(1)Ⅱ (110040028)	豊岡市日高町観音寺（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
佐田(2)Ⅰ (110040031)	豊岡市日高町佐田（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
森山(1)Ⅱ (110040032)	豊岡市日高町森山（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
森山(2)Ⅱ (110040033)	豊岡市日高町森山（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
佐田Ⅱ (110040034)	豊岡市日高町佐田（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり

伊府Ⅱ (110040035)	豊岡市日高町伊府(別図10の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
知見(2)Ⅰ (110040036)	豊岡市日高町知見(別図11の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
知見(1)Ⅱ (110040039)	豊岡市日高町知見(別図12の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
知見(2)Ⅱ (110040040)	豊岡市日高町知見(別図13の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
知見(3)Ⅱ (110040041)	豊岡市日高町知見(別図14の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
猪子垣(2)Ⅰ (110040045)	豊岡市日高町猪子垣(別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
殿(2)Ⅰ (110040046)	豊岡市日高町殿(別図16のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
殿(1)Ⅰ (110040047)	豊岡市日高町殿(別図17のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
殿(2)Ⅱ (110040049)	豊岡市日高町殿(別図18のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
殿(3)Ⅱ (110040050)	豊岡市日高町殿(別図19のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
殿(4)Ⅱ (110040051)	豊岡市日高町殿(別図20のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
羽尻(3)Ⅱ (110040052)	豊岡市日高町羽尻(別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
金谷(2)Ⅰ (110040054)	豊岡市日高町羽尻(別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
羽尻(3)Ⅰ (110040057)	豊岡市日高町羽尻(別図23の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
羽尻(1)Ⅱ (110040059)	豊岡市日高町羽尻(別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
羽尻(2)Ⅱ (110040060)	豊岡市日高町羽尻(別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
室Ⅰ (110040064)	豊岡市日高町田ノ口(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
室(1)Ⅱ (110040066)	豊岡市日高町田ノ口(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
室(2)Ⅱ (110040067)	豊岡市日高町田ノ口(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
室(3)Ⅱ (110040068)	豊岡市日高町田ノ口(別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり

室(4)Ⅱ (110040069)	豊岡市日高町田ノ口(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
観音寺(3)Ⅱ (110040071)	豊岡市日高町観音寺(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
佐田川Ⅰ (210040014)	豊岡市日高町佐田(別図32のとおり)	土石流	別図32のとおり
観音寺Ⅰ (210040019)	豊岡市日高町観音寺(別図33のとおり)	土石流	別図33のとおり
右支溪第一Ⅱ (210040029)	豊岡市日高町知見(別図34のとおり)	土石流	別図34のとおり
羽尻西谷Ⅱ (210040031)	豊岡市日高町羽尻(別図35のとおり)	土石流	別図35のとおり
万場谷川Ⅰ (210040034)	豊岡市日高町田ノ口(別図36のとおり)	土石流	別図36のとおり
矢の川Ⅱ (210040036)	豊岡市日高町羽尻(別図37のとおり)	土石流	別図37のとおり
田ノ口西谷Ⅱ (210040037)	豊岡市日高町田ノ口(別図38のとおり)	土石流	別図38のとおり
左支溪第一Ⅱ (210040038)	豊岡市日高町田ノ口(別図39のとおり)	土石流	別図39のとおり
梨ヶ谷Ⅱ (210040039)	豊岡市日高町庄境(別図40のとおり)	土石流	別図40のとおり

(別図1から別図40までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年3月14日(水)から同月28日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市日高振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

平成30年3月28日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年5月28日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満

了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年3月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                    | 指 定 の 区 域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|--------------------|---------------------|-------------------------------|
| 佐田Ⅰ<br>(110060002)     | 豊岡市但東町佐田(別図1のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 久畑Ⅰ<br>(110060003)     | 豊岡市但東町久畑(別図2のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 大河内Ⅰ<br>(110060006)    | 豊岡市但東町大河内(別図3のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 平田(1)Ⅱ<br>(110060009)  | 豊岡市但東町平田(別図4のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 平田(2)Ⅱ<br>(110060010)  | 豊岡市但東町平田(別図5のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 平田(3)Ⅱ<br>(110060011)  | 豊岡市但東町平田(別図6のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 栗尾(1)Ⅱ<br>(110060012)  | 豊岡市但東町栗尾(別図7のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 栗尾(2)Ⅱ<br>(110060013)  | 豊岡市但東町栗尾(別図8のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 栗尾(3)Ⅱ<br>(110060014)  | 豊岡市但東町栗尾(別図9のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |
| 栗尾(4)Ⅱ<br>(110060015)  | 豊岡市但東町栗尾(別図10のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図10のとおり                      |
| 栗尾(5)Ⅱ<br>(110060016)  | 豊岡市但東町栗尾(別図11のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図11のとおり                      |
| 栗尾(6)Ⅱ<br>(110060017)  | 豊岡市但東町栗尾(別図12のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図12のとおり                      |
| 栗尾(7)Ⅱ<br>(110060018)  | 豊岡市但東町栗尾(別図13のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図13のとおり                      |
| 栗尾(8)Ⅱ<br>(110060019)  | 豊岡市但東町栗尾(別図14のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図14のとおり                      |
| 栗尾(9)Ⅱ<br>(110060020)  | 豊岡市但東町栗尾(別図15のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図15のとおり                      |
| 栗尾(10)Ⅱ<br>(110060021) | 豊岡市但東町栗尾(別図16のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図16のとおり                      |
| 栗尾(11)Ⅱ<br>(110060022) | 豊岡市但東町栗尾(別図17のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図17のとおり                      |

|                         |                         |         |          |
|-------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 栗尾(12)Ⅱ<br>(110060023)  | 豊岡市但東町栗尾(別図18の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 佐田(1)Ⅱ<br>(110060024)   | 豊岡市但東町佐田(別図19の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 佐田(2)Ⅱ<br>(110060025)   | 豊岡市但東町佐田(別図20の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 久畑(3)Ⅱ<br>(110060026)   | 豊岡市但東町久畑(別図21の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 久畑(4)Ⅱ<br>(110060027)   | 豊岡市但東町久畑(別図22の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 久畑(5)Ⅱ<br>(110060028)   | 豊岡市但東町久畑(別図23の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 大河内(1)Ⅱ<br>(110060040)  | 豊岡市但東町大河内(別図24<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 大河内(2)Ⅱ<br>(110060041)  | 豊岡市但東町大河内(別図25<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 大河内(3)Ⅱ<br>(110060042)  | 豊岡市但東町大河内(別図26<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 大河内(4)Ⅱ<br>(110060043)  | 豊岡市但東町大河内(別図27<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 大河内(5)Ⅱ<br>(110060044)  | 豊岡市但東町大河内(別図28<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 大河内(6)Ⅱ<br>(110060045)  | 豊岡市但東町大河内(別図29<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 大河内(7)Ⅱ<br>(110060046)  | 豊岡市但東町大河内(別図30<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 大河内(8)Ⅱ<br>(110060047)  | 豊岡市但東町大河内(別図31<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 大河内(9)Ⅱ<br>(110060048)  | 豊岡市但東町大河内(別図32<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 大河内(10)Ⅱ<br>(110060049) | 豊岡市但東町大河内(別図33<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 大河内(11)Ⅱ<br>(110060050) | 豊岡市但東町大河内(別図34<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 久畑(1)Ⅱ<br>(110060051)   | 豊岡市但東町久畑(別図35の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 後Ⅱ<br>(110060053)       | 豊岡市但東町後(別図36のと<br>おり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 後(2)Ⅱ<br>(110060054)    | 豊岡市但東町後(別図37のと<br>おり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |

|                          |                         |         |          |
|--------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 小坂(1)Ⅱ<br>(110060056)    | 豊岡市但東町小坂(別図38の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 小坂(2)Ⅱ<br>(110060057)    | 豊岡市但東町小坂(別図39の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 小坂(3)Ⅱ<br>(110060058)    | 豊岡市但東町小坂(別図40の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 小坂(5)Ⅱ<br>(110060060)    | 豊岡市但東町小坂(別図41の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 小坂(6)Ⅱ<br>(110060061)    | 豊岡市但東町小坂(別図42の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 小坂(7)Ⅱ<br>(110060062)    | 豊岡市但東町小坂(別図43の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 小坂(8)Ⅱ<br>(110060063)    | 豊岡市但東町小坂(別図44の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 小坂(9)Ⅱ<br>(110060064)    | 豊岡市但東町小坂(別図45の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 出石川右支溪第5Ⅰ<br>(210060004) | 豊岡市但東町佐田(別図46の<br>とおり)  | 土石流     | 別図46のとおり |
| 新宮谷川Ⅰ<br>(210060017)     | 豊岡市但東町東中(別図47の<br>とおり)  | 土石流     | 別図47のとおり |
| 平田西谷Ⅰ<br>(210060018)     | 豊岡市但東町平田(別図48の<br>とおり)  | 土石流     | 別図48のとおり |
| 栗尾西谷Ⅱ<br>(210060019)     | 豊岡市但東町栗尾(別図49の<br>とおり)  | 土石流     | 別図49のとおり |
| 貝田川Ⅱ<br>(210060021)      | 豊岡市但東町栗尾(別図50の<br>とおり)  | 土石流     | 別図50のとおり |
| 出石川右支溪第4Ⅱ<br>(210060022) | 豊岡市但東町佐田(別図51の<br>とおり)  | 土石流     | 別図51のとおり |
| 熊谷川Ⅱ<br>(210060033)      | 豊岡市但東町大河内(別図52<br>のとおり) | 土石流     | 別図52のとおり |
| 大河内東上谷Ⅱ<br>(210060034)   | 豊岡市但東町大河内(別図53<br>のとおり) | 土石流     | 別図53のとおり |
| 大河内東奥谷Ⅱ<br>(210060035)   | 豊岡市但東町大河内(別図54<br>のとおり) | 土石流     | 別図54のとおり |
| 大河内南谷Ⅱ<br>(210060038)    | 豊岡市但東町大河内(別図55<br>のとおり) | 土石流     | 別図55のとおり |
| 出石川右支溪第6Ⅱ<br>(210060039) | 豊岡市但東町後(別図56のと<br>おり)   | 土石流     | 別図56のとおり |
| 出石川右支溪第7Ⅱ<br>(210060040) | 豊岡市但東町後(別図57のと<br>おり)   | 土石流     | 別図57のとおり |

|                      |                           |     |          |
|----------------------|---------------------------|-----|----------|
| 竹ノ後川Ⅱ<br>(210060041) | 豊岡市但東町東中（別図58の<br>とおり）    | 土石流 | 別図58のとおり |
| 東中Ⅱ<br>(210060045)   | 豊岡市但東町東中（別図59の<br>とおり）    | 土石流 | 別図59のとおり |
| 猛原川<br>(210060210)   | 豊岡市但東町平田（別図60の<br>とおり）    | 土石流 | 別図60のとおり |
| 心谷川<br>(210060214)   | 豊岡市但東町佐田・久畑（別<br>図61のとおり） | 土石流 | 別図61のとおり |
| 枕木川<br>(210060215)   | 豊岡市但東町久畑（別図62の<br>とおり）    | 土石流 | 別図62のとおり |
| 登り尾川<br>(210060216)  | 豊岡市但東町久畑（別図63の<br>とおり）    | 土石流 | 別図63のとおり |

（別図 1 から別図63までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年 3 月14日（水）から同月28日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市但東振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025 豊岡市幸町 7-11

(3) 提出期限

平成30年 3 月28日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年 5 月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

## 教 育 委 員 会 規 則

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 6 日

兵庫県教育委員会

教育長 高 井 芳 朗

### 兵庫県教育委員会規則第 1 号

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

（兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第 1 条 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「